

「電力の小売営業に関する指針」改定案に対する意見

令和2年9月7日

[氏名]	(公益社団法人) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（通称：NACS） 環境委員会 ・ 消費者提言委員会
[住所]	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1丁目17番14号 全国 婦人会館2階
[電話番号]	03-6434-1125（代表）
[FAX番号]	03-6434-1161
[電子メールアドレス]	nacs-teigen@nacs.or.jp

提出先

提出先：経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課電力産業・市場室
御中

「電力の小売営業に関する指針」改定案に対する意見

〔意見〕

・ 該当箇所

1 需要家への適切な情報提供の観点から望ましい行為及び問題となる行為

(1) イ

v) 電気料金に公益性の観点から含まれている負担金額の請求書等への内訳明記

・ 意見内容

今回新規に、請求書等に「発電事業者等に係る費用として回収されるべき費用であって、公益性の観点から託送料金又は賦課金により回収する費用」（すなわち、託送料金に入っている電源開発税、福島賠償負担金、原子力を円滑に廃炉にするための費用等）について、その内訳を明記する提案が行われた点を評価しますが、内訳明記については、「その相当額を記載することが望ましい」という努力義務ではなく、「記載する必要がある」として義務化することを要望します。

・ 理由

現在、託送料金に組み込まれて徴収されている電源開発税、使用済燃料再処理等既発電費、今後徴収される福島賠償負担金、廃炉円滑化負担金（原子力を円滑に廃炉にするための費用）等は、本来は、当該発電事業者が売電により負担すべき費用です。電事業者が売電により回収すべき賠償負担金、廃炉円滑化負担金が、託送料金の中に入れられてしまうことについては、説明が不十分であり、納得

がいかないという声が寄せられています。せめて、託送料金の一部として徴収される場合には、その内訳や程度が需要家から見えるようにすべきであり、今回の提案を高く評価します。

義務化を求める理由としては、当該費用相当額の記載を行わない事業者が大勢を占めると予想されること、また、事業者によって自由に記載してよいとしてしまうと、一般消費者は料金の内訳の比較ができず、結果的にそれは内訳が示されないことと同じことになってしまう恐れがあるためです。現状でも、再エネ賦課金については、再生可能エネルギーを増やすための国民負担として法律に基づき徴収され、多くの小売り事業者がすでに料金明細書に記載することが行われるようになっています。一方、託送料金については、電気料金の3から4割を占めているにも関わらず、その内訳について明細書に記載されないままになっており、送配電網整備以外の費用が含まれていることが利用者からは見えないままの状況にあることが問題であると考えています。

このような状況下で、請求書への明記を努力義務にとどめてしまうと、託送料金の明細が開示されない方向に逆行する可能性は否めません。そのため、勧奨や努力義務ではなく、「**記載する必要がある**」とし、**義務化することが必要と考えます**。

そもそも、電力自由化は、電気事業者間の公正な競争を促し、ひいては電気料金を低減して消費者利益に資するとともに、消費者が電気事業者を選び、電源を選び、国民の望む電源構成を実現することが大きな目的であったはずで、「本来一部の発電事業者が負うべき費用を、すべての需要家が負担する託送料金に入れ込む」ことは、電力自由化が目指した公正な競争を妨げるものと我々は考えていますが、少なくともすべての消費者にどのような費用をどれだけ負担しているかを知る権利を保証することが、公正な市場競争を確保し、国民が希望する電源構成に近づける道を切り開く上で最低限必要であると考えます。

以上。